

プロサポートにご縁のあるお客さまにお届けする

P**プロフェッショナル通信****TOPIC****自転車の青切符スタートから3か月…****ご自身や家族の身近な保険の補償を確認しましょう!!**

自転車の青切符制度が4月から始まり、数か月が経ちました。環境の変化に伴い、「自転車保険に入っておいたほうがよいのかな」といったことを考えたり、家族で話題にしたりする機会が増えていると思います。このタイミングを機に、保険でどのような補償の備えをしておいたほうがよいのかを考えてみましょう。

**個人賠償責任保険と自転車保険の違いを知っておきましょう!**

多くの自治体で加入が義務化されている「自転車保険」とは、正確には「相手への損害賠償」をカバーする保険を指します。そのため、個人賠償責任保険に加入していれば、自転車保険の加入義務を満たしているとみなされます。

では、個人賠償責任保険と自転車保険の違いはどこにあるのでしょうか。主な違いは「自分のケガが補償されるかどうか」と「補償される事故の範囲」の2点です。個人賠償責任保険も自転車保険も、相手への損害賠償をカバーすることは共通していますが、個人賠償責任保険はその名のとおり賠償責任のための保険ですので、自分がケガをしても補償の対象にはなりません（特約等がない限り、自身の治療費は出ない）。一方で、自転車保険は自分のケガも

対象になり、自身の入院・通院・手術・後遺障害などの補償が受けられます。

2点目の補償される事故の範囲については、個人賠償責任保険が自転車事故以外（水漏れ、ペットの事故、買い物中の破損など）も含むのに対して、自転車保険はその名のとおり原則として自転車事故のみが対象になります。

加入の仕方にも違いがあります。個人賠償責任保険は個人が単独で加入することはほとんどなく、団体保険として加入したり、自動車保険や火災保険、クレジットカードの「特約」として付帯したりしていることが一般的です。一方で自転車保険は単体で気軽に加入できる保険として販売されています。自治体によっては加入を義務化しています。

どのような備えが必要か保険代理店に相談を!

今回は自転車保険を例に挙げましたが、実は一度は耳にしたことのあるようなゴルファー保険やヨット保険、テニス保険なども個人賠償責任保険との違いについては同じようなことがいえます。

このように、自身が加入している保険やお持ちのクレジットカードなどでどのような補償の特約がつ

いているかどうか、そして自身のケガの備えとして専用の保険にきちんと加入しておいたほうがよいかを、この機会に確認しておくといよいでしょう。その際は頼りになる地域の保険代理店に相談することをおすすめします。



個人賠償責任保険も自転車保険も、加入者本人だけでなく、配偶者、同居の親族、別居の未婚の子までカバーされるのが一般的です。加入の際は念のため確認しておきましょう。

～車の運転とアルコール～

一般社団法人日本チームマネジメント協会 代表理事 本多 正樹

道路交通法では、飲酒運転等の厳罰化を段階的に施行してきました。しかし、今なお酒気帯び運転による悲劇的な事故のニュースが絶えません。飲酒がもたらす危険性と、その背景について考えてみましょう。

①飲酒運転はなぜ危険?

飲酒運転の危険性は、アルコールが脳、特に小脳の機能に影響を及ぼし、運動機能を著しく低下させることにあります。小脳は体のバランスや精密な動作を司る器官であり、ここが麻痺することで車両誘導を思い通りに行うことが困難になります。

また、アルコールは判断力を司る脳の機能も抑制するため、酩酊状態になると気が大きくなり、普段は慎重な人でも乱暴な運転や速度超過に及ぶ危険性を招きます。これは自動車の操作において致命的であり、反応時間の遅れや

視認範囲の狭窄を招くことを理解しておかなければなりません。

自分では「少ししか飲んでいないから大丈夫だ」「意識はしっかりしている」と思っているとする

ならば、それは既にアルコールによって正常な判断力が失われている証拠であり、直ちに危機意識を高める必要があります。

②飲酒運転の厳罰化について

現在の法律では、“運転者本人はもちろんのこと、車両の提供者や酒類の提供者、さらには同乗者に至るまで、” 厳格な罰則が科されるようになってきています。このような厳しい措置が講じられているのは、飲酒運転が個人の不注意の範疇を超え、公共の安全を著しく脅かす反社会的な行為であるとみなされているからです。

これまで事故や検挙がなかったから大丈夫、周囲も許している—そんな甘い認識のままでいると、いつか死亡事故を起こす当事者になりかねません。そうしなければ自分自身



飲酒運転厳罰化

の人生だけでなく、被害者やその家族の人生をも一瞬で破壊してしまう可能性があることを心に刻まなければなりません。法改正の真の目的は、単なる取り締まりではなく、飲酒による思考停止が招く悲劇を根絶することにあります。

③なぜ飲酒運転はなくなる?

飲酒運転が根絶されない要因として、運転者が「自分は車両をコントロールできる」という過信や、車両が凶器へと変貌するリスクを十分認識していないなどが挙げられます。例えば、時速30km程度であっても、歩行者と接触すれば建物の2階から飛び降りたのと同程度の衝撃を与えるとされており、重量のある自動車であればその破壊力は計り知れません。

十分な法令意識と安全マインドを備えることは、社会の一員としての最低限のルールです。皆様一人ひとりが「お酒を飲んだら絶対に運転しない、運転させない」という強い安全意識を持つことが、事故や違反の抑制につながるということを、この機会に今一度考えてみてはいかがでしょうか。



賠償責任保険の重要性！

企業は、多くの「賠償リスク」にさらされています。たとえば、店舗や事務所の設備が原因でお客様がケガをした、製造・販売した商品やサービスが原因で損害が生じた、従業員が業務中に取引先や第三者に損害を与えたなど、様々です。今回は、これら賠償リスクの特徴と対応について解説します。



●賠償リスクは「上限額」の想定が難しい

経営上のリスクには人的・財物・収益減少リスクなどがありますが、これらはある程度「損失の上限」を算定することができます。ところが、賠償リスクだけは損失の上限を事前に想定することが極めて困難です。相手が誰か、何人いるか、どんな状況で何に被害が生じるか、などによって、賠償額は様々に変化します。これは、まぎれもなく他のリスクと一線を画する特徴です。

2021年に神奈川県で発生した工場の大規模火災では、その工場に派遣されていた警備会社の社員（当時）が、勤務先への不満から工場に放火し、およそ500平方メートルを焼損させました。警備会社はその工場から、約35億円の損害賠償請求を受け、その工場の火災保険を引き受けていた保険会社数社からも、100億円近い請求を受けました。このように、賠償リスクは極めて巨額となるケースもあります。

償を求められます。

さらに、近年注目されるリスクとして、社内でのハラスメント問題が訴訟に発展したり、サイバー攻撃により顧客情報が流出し、取引先に損害を及ぼしたりといったケースも年々増加しています。

●「現状の確認」 & 「幅広いリスク想定」

こうしたリスクに備えるための賠償責任保険は、施設の管理・業務の遂行、商品の欠陥、借用不動産など、幅広いリスクを総合的にカバーする商品が一般的となっています。まずは現在加入している保険で「どのリスクが、どこまでカバーされているか」を確認すること、そしてそれらの補償額がいくらまで設定されており、その保険会社ではいくらまで補償可能なかの確認をされることを、すべての経営者の方にお勧めします。

●ハラスメント・サイバーなど、多様化する賠償リスク

賠償リスクと一口に言っても様々な形態があります。たとえば、施設からの出火で他へ類焼すれば、失火法の適用を受けない限り賠償責任が生じます。また提供した製品やサービスが原因で他社へ損害を与えた場合、従業員が業務中に第三者へ損害を与えた場合なども、企業は賠

図表 事業活動における主な賠償リスク

リスクの種類	主な発生原因
施設所有・管理責任	店舗・事務所内での来客の転倒、出火、設備の落下、漏水による隣接区画への損害など
業務遂行責任	従業員が業務中に取引先・第三者へ損害を与えた、作業ミス・納期遅延による損害など
製造物責任（PL）	製造・販売した商品の欠陥による身体障害・財物損害。リコール費用が加わることもある
ハラスメント	パワハラ・セクハラ等による従業員への精神的損害、不当解雇による賃金損害への賠償など
サイバー事故	不正アクセスによる顧客・取引先の個人情報漏えい、ランサムウェアによるシステム停止で取引先に損害を与えた場合など



「失火法（失火ノ責任ニ関スル法律）」とは？ 木造住宅が密集していた日本の背景に基づき、火災を起こした人（失火者）が、「重大な過失」がない限り、隣家への損害賠償責任を負わなくてもよいとする法律です。

『今から始める介護予防』③～歩幅を広げよう～

普段より歩幅を10センチ広くする意識を持って歩こう!!

最近「歩く時に歩幅が狭くなっている」と感じたことはないでしょうか。歩幅は、単なる歩き方のクセではなく、フレイル（虚弱）の重要なサインとなります。今回は現在の歩行能力を確認するテストを紹介します。

ロコモ度ゼロ度を目指し
チャレンジ

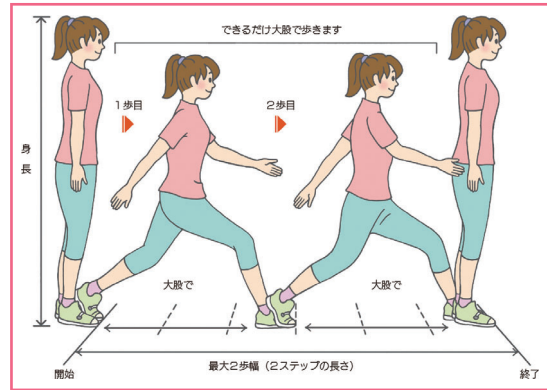
フレイルとは、筋力低下・活動量低下・体重減少・疲れやすさなどが重なり要介護の一步手前の状態のことを指します。歩幅の変化はフレイルの初期症状のひとつと言えるでしょう。

歩幅が狭くなる原因には、下肢の筋力の低下・バランス能力の低下・関節可動域の減少・転倒への恐怖心などがあり、歩行速度の低下にもつながります。歩幅が狭くなると、転倒・骨折のリスクが高まり、入院や要介護へと進む可能性が高くなってしまいます。予防のために普段より歩幅を10cm広くする意識を持って歩いてみませんか。

今回は現在の歩行能力を確認することができる2ステップテストをご紹介します。移動機能が低下した状態をロコモといいます。ロコモ度ゼロを目指してチャレンジしてみてください。

【2ステップテスト】

- ①スタートラインを決め、つま先を合わせます。
- ②できるだけ大股で2歩歩き、3歩目で両足を揃えます。（バランスを崩した場合は失敗）。
- ③2歩分の歩幅（スタートラインから、着地点のつま先まで）を測ります。
- ④〔2歩幅（cm）÷身長（cm）=2ステップ値〕を計算で算出します。



出典：厚生労働省ホームページ

- * 2ステップ値が1.3未満
＜ロコモ度1＞ 移動機能の低下が始まっています。
- * 2ステップ値が1.1以下
＜ロコモ度2＞ 移動機能の低下が進行しています。

QRコードから動画
見るができます。⇒



<https://vimeo.com/1194283911>

パスワード：kouhou

Topics 1

仕事の魅力を発信 一般消費者向け

マイナビニュースにて座談会記事を配信

株式会社マイナビが運営する情報サイト「マイナビニュース」にて、若手募集人6名による座談会記事を公開



座談会本編は
こちらから↓



Topics 2

代協の魅力を発信 未入会代理店向け

未加入代理店向け「代協紹介ページ」の開設

保険代理店業界が大きな変化の中にある中、「仲間とつながること」の大切さをお伝えし、日本代協の取り組みを紹介する専用ページを開設



サイトは
こちらから↓



保険のことは、
都道府県代協加盟代理店の『損害保険トータルプランナー』へ

みなさまに信頼されるプロ代理店として活躍しています。

『損害保険トータルプランナー』は、一般社団法人日本損害保険協会が認定する最高峰の募集人資格です。損害保険に関連する法律・税務等の知識を基に、コンサルティングに関する知識や業務スキルを修得した保険募集のプロフェッショナルです。



小松店 〒923-0921 石川県小松市土居原町522番地 フォーサイト駅西202
TEL: 0761-46-6020 FAX: 0761-46-6110
E-Mail: prosupport@sky.plala.or.jp

加賀店 〒922-0243 石川県加賀市山代温泉北部3丁目16番地
TEL: 0761-76-5247 FAX: 0761-76-5248
E-Mail: sjpuro-kaga@sky.plala.or.jp

金沢店 〒921-8002 石川県金沢市玉銚5丁目24番地1 コーエービル3F
TEL: 076-220-7089 FAX: 076-292-2026

URL: <https://sj-prosupport.co.jp/>



取扱内容

- 保険業務
生命保険・損害保険・介護保険
- コンサルタント業務
ライフプランニング

取扱保険会社

- ・損害保険ジャパン株式会社
- ・SOMPOひまわり生命保険株式会社
- ・第一生命保険株式会社
- ・ジブラルタ生命保険株式会社



日本代協は気候変動キャンペーン「Fun to Share」の
取組みに参画しています。



一般社団法人 日本損害保険代理業協会
ホームページアドレス <https://www.nihondaikyoo.or.jp/>

